平成２３年（フ）第４６８号
横浜市戸塚区深谷町55番地81
債務者　廣瀬香夜乃（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０１号
横浜市金沢区泥亀２丁目８番９号　ベイヒルズ横浜金沢402号
債務者　田代　佳織
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３６号
北海道河東郡音更町南鈴蘭北５丁目３番地
債務者　桜庭　義徳
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
北海道帯広市西16条北１丁目１番地86　エーデルハイツ406
債務者　斉藤　俊一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
北海道帯広市西16条北１丁目１番地86　エーデルハイツ406
債務者　作田ふたみ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
北海道帯広市東６条南10丁目１番地２　クラックスハイム帯広601
債務者　川上　浩幸
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
横浜市南区浦舟町１丁目16番地３　クリオ壱番館206号
債務者　角津　正美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２号
東京都町田市山崎町457番地都営山崎町第２アパート５―207
債務者　杉原　妙子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５４号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2415番地
債務者　道尾　政勝
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2415番地
債務者　道尾　貴子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
長崎県佐世保市高梨町１番７号　ロイヤルサルート201、旧住所長崎県佐世保市日野町1763番地
債務者　田渕　豊香
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免825番地１
債務者　藤井エミ子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
長崎県佐世保市十郎新町14番１号　十郎原団地３番館209号、旧住所長崎県佐世保市天神２丁目11番11号　大塚アパート205号
債務者　平山　明宏
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
長崎県佐世保市重尾町200番地１、旧住所長崎県佐世保市広田２丁目６番７号
債務者　梶原　京子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
長崎県北松浦郡佐々町市瀬免75番地　ロイヤル壱番館103号、住民票上の住所山口県山口市小郡花園町６番３号
債務者　野田　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係